

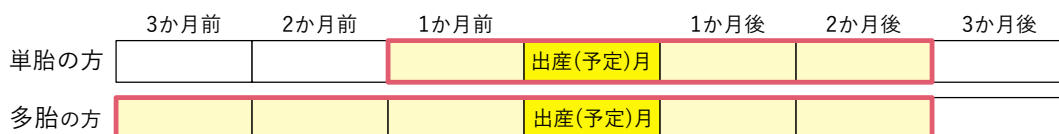
令和6年1月から産前産後期間の国民健康保険税が免除されます！

対象となる方・届出受付期間

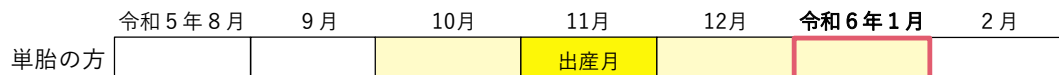
- 令和5年11月1日以降に出産予定または出産する国民健康保険被保険者の方が対象です。妊娠85日（4か月）以上の出産が対象です（死産、流産、早産及び人工妊娠中絶の場合も含まれます）。
- 出産予定日の6か月前から届出ができます。出産後の届出も可能です。

国民健康保険料の免除対象期間

- 出産予定月または出産月の前月（多胎妊娠の場合は3か月前）から、出産予定月または出産月の翌々月（以下「産前産後期間」といいます。）が対象となります。



- 令和5年度においては、産前産後期間のうち令和6年1月以降の期間が対象となります。



 …対象期間

令和6年1月から制度開始となるため、令和5年11月～令和6年1月に出産される場合は、令和6年1月以降の期間が免除の対象となります。

対象となる保険税

- 出産される方の産前産後期間相当分の所得割額及び均等割額が免除となります。免除対象期間が年度をまたぐ場合は各年度の保険税から相当額が免除されます。

届出に必要な書類

- ① 届出する方の本人確認書類（マイナンバーカードまたは運転免許証等）
- ② 母子健康手帳（出産予定日または出産日が確認できるもの）

届出先

登別市保健福祉部国民健康保険グループ TEL 0143-85-1771